

令和6年12月26日

特定非営利活動法人 とちぎ消費者リンク 御中
理事長 山口益弘 殿 (FAX: 028-678-8000)

〒530-0044 大阪市北区東天満1丁目7番17号
東天満ビル7階
法律事務所桃李
電話 06-6314-6904
FAX 06-6314-6905
弁護士 岡本仁志



御連絡

冠省

2024年10月28日付「消費者契約法12条の4第1項に基づく要請書」につき、株式会社オアシスの代理人として次のとおりご回答申し上げます。

第1 要請の趣旨に対するご回答

- 算定根拠については、現在の代表者が令和4年6月9日付で代表取締役に就任する以前、前代表者である出口洋平氏が設定していた金額が、現在の9万9000円であることを引き継いでいる。同金額の設定時の算定根拠については、現代表者としても前任者から引き継いでおらず、詳細は不明である。
- 現時点で会社としては、一般的に、他の業者にワードプレスによるホームページの作成を依頼した場合には10万円以上の費用を要するのが通常であるところ、会社の行うサービスとして、ログインIDやパスワードを発行するだけでなく、テンプレートのインストールを行う等、サイト作成に必要な初期の設定を行っていることから、上記一般的な他社サービスとの内容の違い及び契約者が会社との契約によって得られる利益（サービス）、会社の業務負担、サーバーの維持費等の会社経費等を比較均衡した結果として上記の9万9000円という金額を設定したものと理解している。

第2 要請の理由に関するご回答

- 同「(1)」については、本件規定を引用されている部分については規約の

文言のとおりであるが、これを「違約金を定めるもの」であるとするのは、貴法人の主張であって、会社の見解とは異なる。会社が求めるのは初期設定費用の支払いであり、最低利用期間内の解約の場合にプラン特典の適用外となる結果として請求するものである。

2 同「(2)」については、争う。この点については、同「(3)」に貴法人が記載されているとおり、係争中の訴訟において争点となっているところであるから、議論の内容については差し控える。

草々